



発行 新潟県

号外 1

平成30年 7月24日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

条 例

- 39 新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例の一部を改正する条例(廃棄物対策課)
- 40 新潟県旅館業法施行条例の一部を改正する条例(生活衛生課)
- 41 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(産業立地課)

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県旅館業法施行条例の一部を改正する条例(新潟県条例第40号)

- 1 旅館業の施設に係る基準の緩和
旅館業法等の改正に伴い、収容定員、共同用便所の便器数等の基準を廃止するなどの衛生措置及び構造設備の基準の緩和を行うこととしました。(第4条及び第6条～第11条関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第41号)

- 1 法人県民税の不均一課税
知事は、認定事業者に対し、一定の要件を満たした場合には、法人県民税の不均一課税をすることができることとしました。(第1条の2関係)
- 2 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除
地域再生法の改正に伴い、認定事業者に対し、一定の要件を満たした場合には、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税の免除をすることができることとしました。(第1条の3関係)
- 3 事業税の不均一課税の適用要件の改正
事業税の不均一課税の適用要件のうち、従業員の転勤に係る要件を廃止することとしました。(第2条関係)
- 4 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成30年7月24日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県条例第39号

新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例の一部を改正する条例

新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例（平成16年新潟県条例第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（小規模産業廃棄物処理施設における処理の帳簿）</p> <p>第11条 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物（法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を除く。）を処理するために別表に掲げる産業廃棄物の処理施設（以下「小規模産業廃棄物処理施設」という。）が設置されている事業場を設置している事業者（次に掲げる者を除く。次条において同じ。）は、当該事業場ごとに、帳簿を備え、当該産業廃棄物の処理について、規則で定める事項を記載しなければならない。</p> <p><u>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第6条の4第1号に規定する事業者（その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置しているものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 政令第6条の4第2号に規定する事業者</u></p> <p><u>(3) 政令第6条の4第3号に規定する者（法第12条の7第1項の認定に係る産業廃棄物の処分を自ら行うものに限る。）</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（小規模産業廃棄物処理施設における処理の帳簿）</p> <p>第11条 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物（法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を除く。）を処理するために別表に掲げる産業廃棄物の処理施設（以下「小規模産業廃棄物処理施設」という。）が設置されている事業場を設置している事業者（<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の4第1号に規定する事業者（その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置しているものに限る。）及び同条第2号に規定する事業者（その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行うものに限る。）</u>を除く。次条において同じ。）は、当該事業場ごとに、帳簿を備え、当該産業廃棄物の処理について、規則で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第40号

新潟県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

新潟県旅館業法施行条例（昭和45年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(衛生措置の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定により、<u>営業者</u>がその<u>旅館業</u>の施設について講じなければならない宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 換気 <u>換気設備は適切に清掃し、換気用の開口部は常に開放しておくこと。</u></p> <p>(2) 清潔 ア <u>旅館業の施設</u> <u>旅館業の施設及びその敷地内は、定期的に清掃し、随時ねずみ、昆虫等の駆除を行うこと。</u> イ <u>寝具</u></p>	<p>(衛生措置の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定により、<u>旅館業を営む者</u>がその<u>営業</u>の施設について講じなければならない宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 換気 ア <u>換気設備は適切に清掃し、換気用の開口部は常に開放しておくこと。</u> イ <u>機械換気設備を有する場合は、室内の空気の汚染を防ぐため、換気装置を適正に運転すること。</u></p> <p>(2) 採光及び照明 <u>自然光線又は照明により、床面において次の照度を保つこと。</u> ア <u>食堂、宴会場、ホール及びロビー 使用時50ルクス以上</u> イ <u>客室（客室に付属する洗面所、便所及び浴室を除く。） 使用時（就寝時を除く。）50ルクス以上</u> ウ <u>洗面所、便所及び浴室 使用時30ルクス以上</u> エ <u>廊下及び階段 深夜を除き30ルクス以上</u></p> <p>(3) 防湿 ア <u>排水設備は、常に流通を良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。</u> イ <u>客室の床が木造であるときは、床下の通風を良好にしておくこと。</u></p> <p>(4) 清潔 ア <u>営業施設</u> <u>営業施設及びその敷地内は、常に清掃し、随時ねずみ、昆虫等の駆除を行うこと。</u> イ <u>客室及び寝具類</u> <u>(ア) 客室には、くず入れを備えること。</u></p>

(ア) (略)

(イ) 寝衣、敷布、シーツ、枕カバー等は、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。

(ウ) (略)

ウ 洗面所

(ア) (略)

(イ) 洗面設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるよう備えること。

(ウ) 飲用に適する湯又は水を十分供給すること。

エ 浴室

(ア) 浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を再利用せずに浴槽に直接注入される湯（以下「原湯」という。）を貯留する貯湯槽を設置する場合は、衛生を保持するために必要なものとして規則で定める基準に適合するように管理すること。

(イ) 原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で、浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水（以下「原水」という。）並びに原湯の水質は、衛生を保持するために必要なものとして規則で定める基準に適合するように管理すること。

(ウ) 洗い場及びシャワーに備え付けられた給水栓から湯又は水を供給する場合は、飲用に適するものを十分供給すること。

(エ) (略)

(オ) 浴槽水及び浴槽は、衛生を保持するために必要なものとして規則で定める基準に適合するように管理すること。

(カ) 浴槽水を循環させ、ろ過する設備（以下「循環ろ過装置」という。）を設ける場合は、衛生を保持するために必要なものとして規則で定める基準に適合するように、循環ろ過装置、浴槽水を浴槽と循環ろ過装置との間で循環させるための配管及び循環経路内の毛髪その他これに類するものを取り除く装置（以下「集毛器」という。）を管理すること。

(イ) (略)

(ウ) 寝衣、浴衣、敷布、シーツ、枕カバー等は、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。

(エ) (略)

ウ 洗面所

(ア) (略)

(イ) 洗面設備には、消毒液又は石けんを常に使用できるよう備えること。

(ウ) 湯水は、飲用に適するものを十分供給すること。

エ 浴室

(ア) 原湯を貯留する貯湯槽を設置する場合は、規則で定めるところにより管理すること。

(イ) 原水及び原湯の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。

(ウ) 上り用水及び上り用湯は、飲用に適するものを十分供給すること。

(エ) (略)

(オ) 浴槽水の温度は、おおむね摂氏42度とすること。

(カ) 循環ろ過装置を使用していない浴槽水は、1日に1回以上完全に置き替えること。

(キ) 循環ろ過装置を使用している浴槽水は、おおむね2週間に1回以上完全に置き替えるとともに、塩素による消毒その他の方法により消毒すること。

(ク) 循環ろ過装置を使用していない浴槽は、1日に1回以上清掃し、及び消毒すること。

(ケ) 循環ろ過装置を使用している浴槽は、おおむね2週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。

(コ) 循環ろ過装置を設置する場合は、浴槽水を浴槽と循環ろ過装置との間で循環させるための配管をおおむね2週間に1回以上消毒し、かつ、1年に1回以上点検して生物膜等配管に付着した汚れを除去すること。

(キ) (略)

(ク) サウナ室等は、換気を適切に行うこと。

(ケ) (ア)及び(エ)から(カ)までの規定による措置の状況を記録し、3年間保管すること。

オ 便所

(ア) 臭気の防除に努め、適切に清掃し、必要に応じて消毒し、常に清潔で衛生的に保つこと。

(イ) 手洗い設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を備えること。

2 営業者は、前項の措置を適正に行うため、旅館業の施設ごとに責任者を置かなければならない。ただし、営業者が自ら責任者となる場合は、この限りでない。

(旅館・ホテル営業の基準)

第6条 政令第1条第1項第8号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。

(サ) 循環ろ過装置は、おおむね2週間に1回以上消毒し、汚れを排出すること。

(シ) 循環経路内の毛髪その他これに類するものを取り除く装置(以下「集毛器」という。)は、1日に1回以上清掃すること。

(ス) (略)

(セ) 熱気室、蒸し室等は、換気を適切に行うこと。

(ソ) (ア)、(エ)及び(カ)から(シ)までの規定による措置の状況を記録し、3年間保管すること。

オ 便所

(ア) 臭気の防除に努め、1日1回以上清掃し、必要に応じて消毒すること。

(イ) 消毒液又は石けんを備えること。

(ウ) 昆虫の侵入防止の措置を講ずること。

(5) 収容定員

客室の収容定員は、次によること。

ア ホテル及び旅館の洋式の構造設備によるものは、客室ごとに有効面積4.5平方メートルについて1人

イ ホテル及び旅館の和式の構造設備によるものは、客室ごとに有効面積3.3平方メートルについて1人

ウ 簡易宿所については、客室ごとに有効面積1.65平方メートル(収容定員の数を10人未満として法第3条第1項の許可の申請がなされた施設(旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)第5条第1項第1号から第3号までに掲げるものを除く。)及び省令第5条第1項第4号に掲げる施設にあつては、3.3平方メートル)について1人

エ 下宿については、客室ごとに有効面積3.3平方メートルについて1人

2 旅館業を営む者は、前項の措置を適正に行うため、営業の施設ごとに責任者を置かなければならない。ただし、旅館業を営む者が自ら責任者となる場合は、この限りでない。

3 知事は、ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるもの、その他特別な事情があるものについては、第1項第5号に規定する基準について必要な特例を規則で定めることができる。

(ホテル営業及び旅館営業の基準)

第6条 政令第1条第1項第11号及び第2項第10号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする

(1) 玄関帳場を設ける場合は、客の出入りを容易に見通すことができる場所に設けること。

(2) 客室には、自然光線を十分に採り入れることができる窓を設けること。

(3) 浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）及び脱衣室は、次の要件を満たすものであること。

ア 浴室等及び脱衣室は、外部から見通すことができない構造であること。

イ 浴室等の床は、衛生上支障のないよう清掃を容易に行うことができる構造であること。

ウ～オ （略）

カ （略）

キ （略）

ク （略）

ケ サウナ室等は、次の要件を満たすものであること。

(ア)～(エ) （略）

(4) 便所は、次の要件を満たすものであること。

ア （略）

る。

(1) 玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。

ア 客の出入りを容易に見通すことができる場所に設けられていること。

イ 受付台は、宿泊手続等をとるのに十分な広さを有し、客との面接に適した構造であること。

ウ 玄関帳場の内側にあつて、受付台から適当な距離を隔てて客室のかぎ等を保管する設備を設けること。

(2) 客を応接し、又は客が自由に出入りできるロビー又はこれに代わるべき場所を有すること。

(3) 客室は、次の要件を満たすものであること。

ア 自然光線を十分に採り入れることができる窓を設けること。

イ 和式の構造設備による客室（以下「和室」という。）と他の和室、廊下等とは、壁、ふすま、板戸その他これらに類するものを用いて区画すること。

ウ 和室と他の和室とを区画するふすま、板戸その他これらに類するものは、かぎをかけることができるものであること。

(4) 浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）及び脱衣室は、次の要件を満たすものであること。

ア 浴室等及び脱衣室は、壁等で区画され、外部から見通すことができない構造であること。

イ 浴室等の床は、不浸透性の材料で造られ、汚水を停滞させることなく排出することができる構造であること。

ウ～オ （略）

カ 浴室内には、上り湯の設備を設けること。

キ （略）

ク （略）

ケ （略）

コ 熱気室、蒸し室等は、次の要件を満たすものであること。

(ア)～(エ) （略）

(5) 温泉を利用する共同用の浴室には、女性専用のものがあること。

(6) 共同用の洗面設備には、収容定員に応じた適当な数の給水栓を設けること。

(7) 便所は、次の要件を満たすものであること。

ア （略）

イ 共同用の便所には、次の表の左欄に掲げる収容定員（便所を付設する客室の収容定員を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数の便器を備え付けること。

収容定員	便器数	
	大便器	小便器
5人以下	1個	1個
6人以上10人以下	2個	1個
11人以上20人以下	3個	2個
21人以上30人以下	4個	3個
31人以上40人以下	5個	4個
41人以上50人以下	6個	5個
51人以上60人以下	7個	6個
61人以上84人以下	8個	7個
85人以上	大便器8個及び小便器7個に、84人を超える15人までごとに大便器又は小便器1個を加算した数	

イ 共同用の便所を設ける場合は、男子用及び女子用の区分があること。ただし、共同用の便所に備え付ける大便器の数が1個の場合は、この限りでない。

- (5) 食堂を設ける場合は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な広さを有すること。
- (6) 寝具は、宿泊者の定員に応じて十分な数を備えること。

(簡易宿所営業の基準)

第7条 政令第1条第2項第7号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 前条第2号から第6号までに定める基準に適合すること。

ウ 旅館営業の施設に設ける共同用の便所には、男子用及び女子用の区分があること。ただし、共同用の便所に備え付ける大便器の数が1個の場合は、この限りでない。

- (8) 食堂は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な広さを有すること。
- (9) 収容定員以上の数の寝具を備えること。
- (10) 寝具を収納する押し入れ又はこれに代わるべき保管室を設けること。

(簡易宿所営業の基準)

第7条 政令第1条第3項第7号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (1)の2 前条第3号から第6号まで、第7号ア及びイ並びに第8号から第10号までに定める基準に適合すること。
- (2) 共同用の便所には、男子用及び女子用の区分があること。ただし、共同用の便所に備え付ける大便器の数が1個の場合は、この限りでない。
- (3) 階層式寝台は2層までとし、その幅は0.9メートル以上、長さは1.85メートル以上であること。
- (4) 階層式寝台を2台以上設ける場合は、階層式寝台相互の間隔は1メートル以上であること。
- (5) 客室の床面積は、4.8平方メートル以上であること。ただし、法第3条第1項の許可の申請に当たって収容定員の数を10人未満とする場合

(下宿営業の基準)

第8条 政令第1条第3項第5号の規定による構造設備の基準は、第6条第2号から第6号までに定めるとおりとする。

(季節的に利用される施設等の基準)

第9条 第6条及び第7条の規定にかかわらず、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設に係る政令第1条第1項第8号及び第2項第7号の規定による構造設備の基準は、第6条第2号、第3号、第4号ア、第5号及び第6号に定めるとおりとする。

(農林漁業体験民宿業を営む施設の基準)

第10条 第7条の規定にかかわらず、省令第5条第1項第4号に掲げる施設(客室の延べ有効面積が50平方メートルを超える施設を除く。)に係る政令第1条第2項第7号の規定による構造設備の基準は、第6条第2号、第3号及び第4号アに定めるとおりとする。

(基準の緩和等)

第11条 旅館業の施設の構造設備が第6条から第9条までに定める基準により難しい場合で、公衆衛生上支障がないと知事が認めるときは、これらの基準を緩和し、又は適用しないことができる。

は、この限りでない。

(下宿営業の基準)

第8条 政令第1条第4項第5号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 第6条第3号から第6号まで、第7号ア及びイ並びに第8号から第10号までに定める基準に適合すること。
- (2) 共同用の便所には、男子用及び女子用の区分があること。ただし、共同用の便所に備え付ける大便器の数が1個の場合は、この限りでない。
- (3) 客室の数は、3室以上であること。
- (4) 客室の床面積は、7平方メートル以上であること。

(季節的に利用される施設等の基準)

第9条 第6条及び第7条の規定にかかわらず、省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設に係る政令第1条第1項第11号、第2項第10号及び第3項第7号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、簡易宿所については、第1号(第6条第2号に係る部分に限る。)及び第3号の基準は、適用しない。

- (1) 第6条第2号から第6号まで、第7号ア及び第8号から第10号まで並びに第7条第3号及び第4号に定める基準に適合すること。
- (2) 共同用の便所には、収容定員(便所を付設する客室の収容定員を除く。)10人までごとに、大便器及び小便器各1個を備え付けること。
- (3) 客室の数は、2室以上であること。
- (4) 客室の床面積は、6.6平方メートル以上であること。ただし、簡易宿所については、4.8平方メートル以上であること。

(農林漁業体験民宿業を営む施設の基準)

第10条 第7条の規定にかかわらず、省令第5条第1項第4号に掲げる施設(客室の延べ有効面積が50平方メートルを超える施設を除く。)に係る政令第1条第3項第7号の規定による構造設備の基準は、第6条第3号ア、第4号、第6号、第7号ア及び第10号、第7条第3号及び第4号並びに前条第4号本文に定めるとおりとする。

(基準の緩和等)

第11条 営業施設の構造設備が第6条から第8条まで及び第9条第1号に定める基準により難しい場合で、公衆衛生上支障がないと知事が認めるときは、これらの基準を緩和し、又は適用しないことができる。

<p>(手数料)</p> <p>第12条 法第3条第1項の規定により旅館業の許可の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる<u>旅館業</u>の施設の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 次号に掲げる施設以外の<u>旅館業</u>の施設 1件につき2万2,000円</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第12条 法第3条第1項の規定により旅館業の許可の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる<u>営業</u>の施設の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 次号に掲げる施設以外の<u>営業</u>の施設 1件につき2万2,000円</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第41号

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下本則において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項の認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イの地方活力向上地域内において、法第17条の2第6項の認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）に従って法第5条第4項第5号の特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項の認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、県税の課税の免除又は不均一の課税の措置を講ずることにより、新潟県における産業拠点の強化を促進し、雇用の増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p><u>（法人の県民税の不均一課税）</u></p> <p>第 1 条の 2 知事は、認定事業者のうち地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号に規定する取得価額の要件を満たす特定業務施設（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業（以下「移転型事業」という。）又は同項第2号に掲げる事業（以下「拡充型事業」という。）のうち県外から移転して整備するものとして規則で定める基準に適合するものに係るものに限る。）の用に供する減価償却資産（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した法人（規則で定める要件を満たす者に限る。）に対し、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項の認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号の地方活力向上地域内において、法第17条の2第6項の認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）に従って法第5条第4項第5号の特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項の認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、県税の不均一の課税の措置を講ずることにより、新潟県における産業拠点の強化を促進し、雇用の増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とする。</p>

得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。

(移転型事業を実施する者に対する事業税等の課税免除)

第1条の3 知事は、認定事業者（移転型事業を実施する者に限る。）に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。

(1) 特別償却設備（移転型事業に係るものに限る。

以下この号において同じ。）を新設し、又は増設した個人（法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる要件を満たす者に限る。）にあつては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。）、特別償却設備を新設し、又は増設した法人（法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる要件を満たす者に限る。）にあつては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。）のうち、当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税

(2) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設（移転型事業に係るものに限る。次号において同じ。）の用に供する建物又はその敷地である土地を取得した場合における当該建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税

(3) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設の用に供する機械及び装置又は構築物である償却資産を取得した場合における当該償却資産を事業の用に供することができることとなった日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度以後3箇年度に当該償却資産に対して課する固定資産税

(拡充型事業を実施する者に対する事業税等の不均一課税)

第2条 知事は、認定事業者（拡充型事業を実施する者に限る。）に対し、次の各号に掲げる県税について、県税条例第31条、第34条、第41条、第77条及び附則第17条から第18条までの規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。

(1) 特別償却設備（拡充型事業のうち県外から移転して整備するものとして規則で定める基準に適合するものに係るものに限る。以下この号に

(県税の不均一課税)

第2条 知事は、認定事業者に対し、次の各号に掲げる県税について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第31条、第34条、第41条、第77条及び附則第17条から第18条までの規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。

(1) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる取得価額の要件を満たす特定業務施設（法第17条の2第1項第1号に掲げる事

において同じ。)を新設し、又は増設した個人(規則で定める要件を満たす者に限る。)にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額、特別償却設備を新設し、又は増設した法人(規則で定める要件を満たす者に限る。)にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税 県税条例第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3までの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率

(2) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設(拡充型事業に係るものに限る。次号において同じ。)の用に供する建物又はその敷地である土地を取得した場合における当該建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税 県税条例第41条及び附則第18条の規定による税率に10分の1を乗じて得た税率

(3) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設の用に供する機械及び装置又は構築物である償却資産を取得した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める税率

ア (略)

イ アに掲げる年度の翌年度 県税条例第77条の規定による税率に3分の1を乗じて得た税率

ウ アに掲げる年度の翌々年度 県税条例第77

業(以下「移転型事業」という。)及び同項第2号に掲げる事業(以下「拡充型事業」という。)のうち県外から移転して整備するもの(認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の実施期間に増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数の過半数を県外にある他の事業所から転勤させて行うものに限る。)に係るものに限る。)の用に供する減価償却資産(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した個人(法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる要件を満たす法第17条の2第1項各号に掲げる事業を実施する者に限る。)にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)、特別償却設備を新設し、又は増設した法人(法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる要件を満たす法第17条の2第1項各号に掲げる事業を実施する者に限る。)にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち、当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税 県税条例第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3までの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率

(2) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設の用に供する建物又はその敷地である土地を取得した場合における当該建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税 県税条例第41条及び附則第18条の規定による税率に10分の1を乗じて得た税率

(3) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設の用に供する機械及び装置又は構築物である償却資産を取得した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める税率

ア (略)

イ アに掲げる年度の翌年度 移転型事業により整備された特定業務施設の用に供する償却資産にあっては県税条例第77条の規定による税率に4分の1を乗じて得た税率、拡充型事業により整備された特定業務施設の用に供する償却資産にあっては県税条例第77条の規定による税率に3分の1を乗じて得た税率

ウ アに掲げる年度の翌々年度 移転型事業に

<p>条の規定による税率に3分の2を乗じて得た税率</p> <p>(申告又は申請)</p> <p>第3条 <u>第1条の2の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、第1条の3の規定により事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者又は前条の規定により事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の不均一の課税の措置を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申告し、又は申請しなければならない。</u></p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第4条 知事は、<u>課税の免除又は不均一の課税の措置を受ける者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。</u></p>	<p>より整備された特定業務施設の用に供する償却資産にあつては<u>県税条例第77条の規定による税率に4分の2を乗じて得た税率、拡充型事業により整備された特定業務施設の用に供する償却資産にあつては県税条例第77条の規定による税率に3分の2を乗じて得た税率</u></p> <p>(申請又は申告)</p> <p>第3条 前条の規定により<u>県税の不均一の課税の措置を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請し、又は申告しなければならない。</u></p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第4条 知事は、不均一の課税の措置を受ける者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される新条例第1条の2に規定する特別償却設備(不動産取得税又は固定資産税に係る場合にあつては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)第2条第1号に規定する特別償却設備)について適用し、同日前に新設され、又は増設された改正前の新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例第2条第1号に規定する特別償却設備(不動産取得税又は固定資産税に係る場合にあつては、省令第2条第1号に規定する特別償却設備)については、なお従前の例による。

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正)

- 3 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この項において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この項において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例等の奨励措置との調整)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる規定に該当する者が第2条の2から第4条までの規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例(平成5年新潟県条例第</p>	<p>(新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例等の奨励措置との調整)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる規定に該当する者が第2条の2から第4条までの規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例(平成5年新潟県条例第</p>

<p>28号) 第 2 条又は第 3 条</p> <p>(3) 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例 (平成12年新潟県条例第74号) 第 2 条 又は第 3 条</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例(平成27年新潟県条例第50号) 第 1 条の 2 又は第 2 条</p> <p><u>(7) 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例第 1 条の 3</u></p> <p>2 前項第 2 号、第 3 号、<u>第 5 号又は第 7 号</u>に掲げる規定の適用を受けた者については、それらの規定による課税の免除の対象となる課税標準額を除いた課税標準額について、第 3 条又は第 4 条の規定を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>28号) 第 2 条及び第 3 条</p> <p>(3) 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例 (平成12年新潟県条例第74号) 第 2 条 及び第 3 条</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例(平成27年新潟県条例第50号) 第 2 条</p> <p>2 前項第 2 号、第 3 号<u>又は第 5 号</u>に掲げる規定の適用を受けた者については、それらの規定による課税の免除の対象となる課税標準額を除いた課税標準額について、第 3 条又は第 4 条の規定を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p>
--	--

(新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部改正)

4 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例 (平成20年新潟県条例第16号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下この項において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この項において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(不動産取得税及び固定資産税の課税免除)</p> <p>第 4 条 知事は、同意促進区域内において、当該同意促進区域に係る同意日から起算して 5 年以内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令 (平成19年総務省令第94号) 第 2 条に規定するものが設置される場合において、当該施設 (新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例 (平成 5 年新潟県条例第 28号) 第 2 条、<u>新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例 (平成12年新潟県条例第74号) 第 2 条又は新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例 (平成27年新潟県条例第 50号) 第 1 条の 3</u>の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。)のうち規則で定める基準に適合するものを設置した承認地域経済牽引事業者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等の奨励措置との調整)</p> <p>第 8 条 次の各号に掲げる規定に該当する者が<u>第 2 条又は第 3 条</u>の規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるもの</p>	<p>(不動産取得税及び固定資産税の課税免除)</p> <p>第 4 条 知事は、同意促進区域内において、当該同意促進区域に係る同意日から起算して 5 年以内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令 (平成19年総務省令第94号) 第 2 条に規定するものが設置される場合において、当該施設 (新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例 (平成 5 年新潟県条例第 28号) 第 2 条<u>又は新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例 (平成12年新潟県条例第74号) 第 2 条</u>の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。)のうち規則で定める基準に適合するものを設置した承認地域経済牽引事業者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等の奨励措置との調整)</p> <p>第 8 条 次の各号に掲げる規定に該当する者が第 3 条の規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。</p>

<p>とする。</p> <p>(1) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する<u>条例第2条又は第3条</u></p> <p>(2) 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する<u>条例第2条又は第3条</u></p> <p>(3) 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する<u>条例第1条の2から第2条まで</u></p> <p>2 前項各号に掲げる規定の適用を受けた者については、それらの規定による課税の免除又は不均一の課税の対象となる課税標準額を除いた課税標準額について、<u>第2条又は第3条</u>の規定を適用する。</p>	<p>(1) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する<u>条例第2条及び第3条</u></p> <p>(2) 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する<u>条例第2条及び第3条</u></p> <p>(3) 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する<u>条例(平成27年新潟県条例第50号)第2条</u></p> <p>2 前項各号に掲げる規定の適用を受けた者については、それらの規定による課税の免除又は不均一の課税の対象となる課税標準額を除いた課税標準額について、<u>第3条</u>の規定を適用する。</p>
---	---

(新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成29年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第16項を次のように改める。

(新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正)

- 16 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例(平成27年新潟県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(拡充型事業を実施する者に対する事業税等の不均一課税)</p> <p>第2条 知事は、認定事業者(拡充型事業を実施する者に限る。)に対し、次の各号に掲げる県税について、<u>県税条例第31条、第34条、第41条、第77条並びに附則第17条及び第18条</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p>(1) 特別償却設備(拡充型事業のうち県外から移転して整備するものとして規則で定める基準に適合するものに係るものに限る。以下この号において同じ。)を新設し、又は増設した個人(規則で定める要件を満たす者に限る。)にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額、特別償却設備を新設し、又は増設した法人(規則で定める要件を満たす者に限る。)にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税 県税条例第31条、第34条及び<u>附則第17条</u>の規定による税率に2分の1を乗じて得た税率</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(拡充型事業を実施する者に対する事業税等の不均一課税)</p> <p>第2条 知事は、認定事業者(拡充型事業を実施する者に限る。)に対し、次の各号に掲げる県税について、<u>県税条例第31条、第34条、第41条、第77条及び附則第17条から第18条まで</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p>(1) 特別償却設備(拡充型事業のうち県外から移転して整備するものとして規則で定める基準に適合するものに係るものに限る。以下この号において同じ。)を新設し、又は増設した個人(規則で定める要件を満たす者に限る。)にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額、特別償却設備を新設し、又は増設した法人(規則で定める要件を満たす者に限る。)にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税 県税条例第31条、第34条及び<u>附則第17条から第17条の3まで</u>の規定による税率に2分の1を乗じて得た税率</p> <p>(2)・(3) (略)</p>